適格特例投資家に関する公告

不動産特定共同事業法施行規則（平成７年大蔵省・建設省令第２号）第５条第６項の規定により、適格特例投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

令和８年８月31日

金融庁長官　伊藤　　豊
国土交通大臣　金子　恭之

1　不動産特定共同事業法施行規則第５条第１項第７号イに該当するものとして届出を行った者の名称等

名称　ひろしま信愛不動産株式会社
所在地　広島県広島市中区国泰寺町一丁目８番20号

2　届出を行った者が適格特例投資家に該当する期間　令和８年９月１日から令和10年８月31日まで

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１５７１号

札幌市北区新川４条16丁目５番21号
債務者　横川　繁樹
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３９２１号

大阪市東成区東中本２丁目７番16―606号
債務者　内野　隆寛
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻井　温史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６号

福岡県行橋市南泉２丁目20番４号、前住所北九州市八幡西区馬場山６番15号（Ｂ202）
債務者　馬場　圭佑
1　決定年月日時　令和８年８月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　衆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５８号

福岡県京都郡苅田町大字与原1372番地１（喜宝ｋａｎｎｄａ203号室）、前住所宮崎県延岡市伊形町5589番地４
債務者　小野　隼人
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第５００号

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西６丁目１番地15―13―105号
債務者　石塚　一斗
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川西　輝枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１０４号

茨城県日立市西成沢町３丁目12番13―202号、前住所茨城県水戸市見川町2563番地　市営緑岡第１住宅５棟304号
債務者　石川　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８８８号

さいたま市北区奈良町22―32　Ｎ．プライム宮原106、住民票上の住所大阪府寝屋川市緑町33番21号
債務者　加賀城　亮
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高松　佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１２３号

さいたま市見沼区大字南中野358番地７
債務者　黒沢　勇喜
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　両川　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１５３号

さいたま市岩槻区府内４丁目１番23―１号　ソーシャルインクルーホームさいたま府内105
債務者　髙久　幸夫
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８２号

埼玉県蕨市錦町６丁目９番30号　Ｓ―ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ北戸田101号
債務者　松永　啓起
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影山香名子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０８号

さいたま市見沼区春岡２丁目25番地11　レオパレスウィル106
債務者　粟生田颯太
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後２時50分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２１号

さいたま市西区大字中野林573番地６
債務者　波田野國彦
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓼沼　佳孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２９７号

神奈川県平塚市北金目１丁目18番19―３号　スペランツァＡ、申立時の住所相模原市中央区上溝2421―１　神明団地　１―205
債務者　増島　祐介
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　峻介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４２５号

相模原市緑区田名2274番地７　ルーチェ101
債務者　永井　仁美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白澤　章子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月４日午後１時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部